

枚方公園青少年センターのあり方について

(答申書)

平成22年3月30日

枚方市社会教育委員会議

## 目次

枚方公園青少年センターのあり方について	
1. 枚方公園青少年センターの概要	3P
2. 青少年活動の活性化策について	3P
(1)利用実態と制度の変更	
(2)主催事業の取り組み	
3. 受益者負担のあり方、施設老朽化への対応について	5P
(1)有料化に対する考え方	
(2)減免制度やロビーの取扱い	
4. 青少年センターの利用に係る「青少年の範囲」について	7P
(1)一般的な考え方	
(2)青少年センターにおける青少年の範囲	
5. 生涯学習市民センターとの整合性について	7P
(1)開館時間と休館日	
(2)利用対象者の拡大	
審議経過（日程・テーマ）	9P

### 第31期枚方市社会教育委員

議長	西邨 定実
副議長	植松千代美
委員	青野 明子
委員	荒田 英道
委員	石塚 美穂
委員	稻田 善治
委員	岩谷 誠
委員	上田 卓是
委員	小川 溫子
委員	高木 統禧
委員	谷間 倫子
委員	藤井 泰雄

## 1. 枚方公園青少年センターの概要

枚方公園青少年センター（以下「青少年センター」という。）は、「青少年に学習と憩いの場を与え、仲間づくりと活動を助成し、健全な育成を図ること」を目的として、平成2年1月にオープンした。建物は複合施設で1階は公設市場サンパーク、2・3階が青少年センターとなっており、2階の一部に図書館分室がある。

青少年センターではイベントのできる定員150名のホールのほか、音楽室・集会室・和室・料理実習室（兼工作室）・編集室を無料で貸出している。これらの施設（部屋）を利用するには、事前の登録が必要で、受理されれば全ての団体（青少年・一般）が活動できる仕組みとなっている。

具体には、登録時に取得した番号により、使用予定の2か月前の1日～10日の間にインターネット上で希望する日時・部屋の抽選予約を申し込み、15日にコンピューターによる自動抽選が行われて、部屋の予約が確定される。抽選終了後の空室については、利用日の6週前の日から予約することができる。なお、ホールについては、イベント優先予約制度を運用し、受付開始を3か月前に設定している。

こうした部屋の貸出のほか、青少年対象の囲碁教室・工作教室・料理教室やフリーゼミナールなどの主催事業にも取り組んでいる。その中には、障害児ハイキングや少年少女合唱団など、長年継続している事業もある。

## 2. 青少年活動の活性化策について

### （1）利用実態と制度の変更

平成21年11月1日現在の登録団体数は、青少年145団体、一般247団体となっている。青少年の団体よりも、一般の団体数が約1.7倍（平成20年度は約2倍）という状況は、施設の利用実態にも表れている。中学・高校生は日中に授業があり、平日の夕方・夜間や土・日曜、夏休みなど学校休業期間に活動している比率が高い。しかし、平成19年度・20年度の青少年センター全体の平均利用率が各年とも約79%の中、青少年団体の利用は最も多い音楽室で19年度約48%、20年度約38%、次いで多い第2集会室が20%強となっている。他の部屋においては、ほぼ10%以下となっており、青少年の活動拠点として今一つ活性化しているように感じられない。

こうした利用状況において、数値的に表れにくい青少年の動向も捉えておかなくてはならない。総じて中学・高校生は、定期的に予定を決めるのではなく、比較的直前に、必要に応じて空いている部屋を申し込む傾向にある。そのため、既に一般団体の予約が入っている場合、青少年団体は利用できることになる。

また、スタジオ形式の音楽室や芝居・コンサートに対応できる照明・音響設備を備えたホールなど青少年活動のために用意された施設が、青少年が利用可能な時間帯において一般団体に利用されている実態がある。青少年団体が優先的に利用できる枠組みを設

け、空いていれば一般団体を受付するなど、設置目的に合った利用がなされるように制度を見直しすべきである。

具体には、音楽室の2か月前の事前予約（自動抽選終了後の6週前予約を含む）を、青少年団体優先とし、一般団体については4週前の予約に変更することが望ましい。また、ホール（兼控室の第2集会室を含む）のイベント優先予約（受付開始は3か月前）において、青少年と一般の使用希望日が重複した場合、青少年団体を優先することも青少年活動の活性化につながると考える。

## (2) 主催事業の取り組み

単に施設を青少年に利用してもらうのではなく、どのような青少年を育てるのかという観点が必要である。利用している多くの青少年が、日々感謝の気持ちをもつことができるよう、清掃ボランティアの日を設ける（参加を呼びかける）ことも一つの方策であり、こうした活動の積み重ねも、施設の活性化に果たす役割は大きい。

青少年センターの主催事業の取り組みにも、沈滞化傾向の一因があると考えられる。青少年を惹きつける企画を積極的に発信し、新しい出会いと交流の機会が設けられていることが重要であり、その中核を担うのは青少年でなくてはならない。青少年自らが斬新なアイディア・発想を企画できるように、職員にはサポートや下支えが求められる。

青少年対象の主催事業では、次の3点を基軸として多彩な事業を展開することが効果的である。

- ⇒①初心者対象の文化学習事業（新たなことを始める機会・導入）
- ⇒②活動場所の確保（主体的・継続的に活動・練習できる場の提供）
- ⇒③活動成果の発表（日頃の活動成果を存分に表現できる場の提供）

①では多彩な内容の取り組みが考えられる。地元枚方出身で活躍する音楽バンドのメンバーによるコンサートや、ドラム講習会等を開催することも魅力的であり、楽器店の音楽教室と連携することも一つの方策といえる。こうした初心者講習から③の発表へとつなげていくことも効果的といえる。

料理講習会では単に技術を伝えるのではなく、食の大切さを伝える食育（食糧自給率や地球環境）の観点をふまえると意義深い取り組みとなる。また、農家と連携した農業体験、東部里山や山田池公園等でのバードウォッチング、淀川に生息するイタセンパラの生態環境など、自然や生命の大切さを学ぶことのできる事業についても、取り組みを進めるべきである。

他方、平日の昼間は青少年の利用が少なくなるため、ニートや引きこもりの青少年が参加してみたいと感じることができるような事業などを、この時間帯に取り組むことも青少年センターの果たす役割として重要である。

②では施設の貸出が主たるものとなる。活動内容によっては、講師・指導者やアドバイザーが必要なもの（コーラス団体、環境問題学習サークル等）もあり、これらの人材をボランティアとして広く公募することもよい。また、ストリートダンスやよさこいソ

一ラン踊りなどの練習の場として活用されることも望ましいが、総じて若者は広報紙を読むことは稀少である。そのため、青少年センターのホームページや青少年がよく利用しているフリーぺーパー、タウン誌、FM ひらかた等の媒体を利用するほか、大学等に出向いて青少年センターの存在や主催事業を積極的に PR していくことも必要である。

③では青少年が自ら発案企画し、主体・主導できる仕組みとして、実行委員会形式を取り組んでいくことが望ましい。活動分野を同じくするサークルに対して、青少年センターが連携役を担って定期的なイベントを開催し、その実行委員会が継続的なグループになっていくと面白い。ブラスバンド・吹奏楽は地域イベント等で出番も多いが、軽音楽の活動はそうした機会が少ない傾向にあるため、よりサポートが求められる。

現在、ロビーでは青少年が勉強・自習している姿は見受けられるものの、活気に満ちたたまり場（集いや出会いの場）の様子ではない。青少年が日々職員を訪ねてきて、気軽に会話ができるような雰囲気づくりも大切である。現代社会では情報技術の進展が、はからずも人が孤立化する傾向を生んできた。最たるものは携帯電話やメール、ゲーム等を挙げることができるが、人とのコミュニケーション力の向上は人が成長していく上で大切なものの一つであり、「みんなで何かをやる楽しさ」を体験できる機会を可能な限り用意することが求められる。

つまりは、既存の主催事業だけにこだわるのではなく、若者・利用者のニーズや声に耳を傾けて、新しい分野の事業へと展開し、人の輪が大きく広がっていくことが重要なのである。そして、新たな企画事業を展開していくためには、必要に応じて外部の専門的な助言もいただきながら、職員の育成に努めることが必要であると考える。

### 3. 受益者負担のあり方、施設老朽化への対応について

#### （1）有料化に対する考え方

本市の生涯学習市民センターでは、平成 18 年 10 月に再編され、翌 19 年 4 月より施設の有料化がスタートし、約 2 年半が経過している。使用料金設定の基本的な考え方については、光熱水費や清掃費、日常の修繕費等の一部を低額の使用料として負担していただく（施設の維持管理に要する実費相当の受益者負担）としている。利用者の立場の委員から、徐々に机・椅子等が綺麗になっている（買い替えられている）ことを実感する、という意見が示すように、施設の運営や有料化が定着してきていると考えられる。

平成 2 年 1 月に開所した青少年センターは、登録できれば全ての団体に無料で施設を貸出しており、開館 20 年を迎えようとする中で、特に音楽室のピアノ椅子は施設の老朽化を象徴している。

公共施設のために寄付するという考え方根付いていない日本において、今日的には受益者負担制度により、利用者からいただいた使用料を施設のメンテナンス経費に充当することが道理にかなっていると考える。また、使用料の算定根拠は、生涯学習市民センターの基準と合わせることが妥当と考える。

### 【参考】料金例：1区分利用した場合

室名	時間	使用料
第1集会室（50人）	4	約1,100円
第2集会室（38人）	4	約800円
料理室	4	約900円
和室	4	約900円
ホール（150人）	4	約3,300円
音楽室	2.5	約300円
編集室	4	約100円

しかしながら、青少年が育つ場は無料であることが望ましい。大人が子どもを育てる、すなわち大人が青少年の活動を支援する観点からも、青少年の利用については使用料を無料とし、大人が支払った使用料を施設・備品の維持補修等に充当すべきである。従って、施設の設置目的に示された青少年以外の活動（一般団体の利用）には使用料を設定し、施設を提供するのがよいと考える。

生涯学習市民センターでは使用料の収入を、①光熱水費の3分の2、②清掃委託料の3分の2、③改修・修繕費の一部に対して①・②・③の順に充当している。青少年センターでは、①修繕費・備品購入の一部、②光熱水費の一部の順に充当し、特に備品類は青少年がよく利用する音楽室のほか、演劇等のイベント会場となるホールの各種備品を念頭に置くべきと考える。なお、部屋を使用したら「電気を消す」「自分たちで清掃する」ということを日々青少年団体に伝え、働きかけていくことが、青少年センターの姿勢として必要であることは言うまでもない。

## （2）減免制度やロビーの取扱い

生涯学習市民センターでは、使用料について減免を行っている。主に18歳以下の者で構成される団体が、文化学習活動で使用する場合は免除（減免率100%）としている。また、福祉や市民活動関係では、主に障害者・児で構成される団体や校区コミュニティ協議会・自主防災組織が使用する場合は、半額（減免率50%）となっている。「18歳以下の者」の範疇には乳幼児も含めており、子育てサークル（親睦的な共同保育）も条件付きで免除規定を適用している。

他方、様々な市民との連携事業も実施されているが、参加費・入場料・材料代等を徴収している事例もある。金額は事業によって多様であるが、個々の事業経費に充当している。

こうした減免制度や参加費等の徴収は、青少年センターにおいても同様に運用されることが望ましい。また、生涯学習市民センターのロビーは無料であるが、青少年センターも同様にロビー空間は無料とすべきである。人が集まるのが文化であり、フリーの空

間を設けておくことは施設の活性化にもつながると考える。

## 4. 青少年センターの利用に係る「青少年の範囲」について

### (1)一般的な考え方

大阪府の青少年健全育成条例では、青少年の年齢の上限を 18 歳未満（婚姻により成年に達したとみなされる者を除く）としており、平成 20 年度に策定された青少年育成施策大綱では、青少年を子どもと若者の総称として 0 歳から概ね 30 歳未満までとしている。

その他、勤労青少年関係では 35 歳未満、職業能力開発促進法では 40 歳未満としているなど、様々に解釈されている。平成 21 年 7 月に公布された子ども・若者育成支援推進法では、今日的な課題である引きこもりやニートへの支援対策を主としており、対象範囲の年齢は 30 歳代までとなっている。

### (2)青少年センターにおける青少年の範囲

本市では、第 29 期社会教育委員会議の答申の中で、青少年の範囲は「概ね 26 歳まで」と示しているが、これは不安定雇用・ワーキングプア・フリーターなど様々な問題をふまえた上で、青少年の対象年齢を設定したものである。従って、答申で示した「概ね 26 歳まで」という基準は、青少年センターの管理運営（使用料の無料対象範囲）とは別に考えなくてはならない。

一般的に大学生や専門学校生は社会人・職業人とは異なるものであり、「学生割引」の制度もある。他方、中学・高校を卒業して就職されている方の中には、不安定雇用の方もおられるし、希望が叶わずに就職できない方もおられる。生涯学習市民センターでは、18 歳を超えると使用料免除の対象外となり、使用料を支払わなくてはならないが、設置目的が異なる青少年センターでは、独自の観点から制度を設けることが望ましい。

以上の点から、「青少年の範囲」は、一般的な大学生までの年齢「22 歳」を一つの判断基準とすることが適切であり、22 歳以下が半数以上で構成される団体・グループの文化学習活動に対して、使用料を無料にすべきと考える。

## 5. 生涯学習市民センターとの整合性について

### (1)開館時間と休館日

再編後の生涯学習市民センターは、朝 9 時から開館しており、従来は休館日であった祝日や月曜日等も利用することができる。現在の休館日は月 1 回（祝日と重なった場合は開館）と、年末年始のみとなっている。

他方、青少年センターでは、朝 9 時 30 分開館で、祝日や毎週月曜日も休館している。青少年の活動実態では、平日は夕方から夜間にかけて、また、土・日曜や長期休暇（夏

休み等)では朝から利用しているという傾向が見られる。音楽室は9時45分から20時45分までの時間帯を2時間ごとの5区分(日曜は16時15分までの3区分)となっていることから、2区分を連続して利用している団体も多い。

こうしたことから、朝の開館時間を30分繰り上げて、音楽室は1区分の時間帯を2時間30分～3時間に変更し、祝日は青少年の利用が見込めるところから開館すべきと考える。総じて、青少年センターと生涯学習市民センターは、ともに文化学習活動に供する市の施設であり、互いの施設を同一の一般団体が利用することもあるため、開館時間等は合わせておくことが望ましい。

生涯学習市民センターの再編に対しては、賛否様々な議論が当時展開されたが、類似の公共施設において不公平感のない運営が求められることは言うまでもない。しかしながら、青少年センターは設置目的を異にしているので、完璧な整合性を求めるのではなく、施設設置目的に照らして、有効な運営がなされることが重要と考える。青少年センターの3階には、スタジオ形式の音楽室(2室)、照明・音響設備を備えたホール、ホールイベントの出演者控室として活用できる第2集会室、音楽編集(録音作業)のための編集室が配置されている。これらの部屋は、青少年センターの大きな特色であり、施設機能において大きな比重を占めている。

青少年センターでは、イベントなど潜在的なニーズがあること、また、音楽室において利用時間帯を拡大することは、青少年活動の活性化にもつながることから、日曜・祝日の17時閉館を21時とすべきである。

## (2)利用対象者の拡大

生涯学習市民センターでは、平成18年の再編により、利用対象者が拡大され、従来は利用できなかった政治団体・宗教団体・企業組織(文化教室含む)でも、生涯学習活動であれば幅広く使えるようになっている。また、使用料は倍額で申込受付開始は4週前としており、一般団体(従来の公民館利用団体等)の活動を優先している運用も定着してきている。

平日の昼間など、青少年の利用が見込めない時間帯は、広く一般団体に利用していただくことが望ましいことから、生涯学習市民センターの運用基準を適用することが適切と考える。

## 審議経過（日程・テーマ）

### ■第1回 平成21年9月10日

- ・委嘱状交付、議長・副議長を選出（議長：西郷定実氏、副議長：植松千代美氏）
- ・「社会教育委員会議について」及び「諮問内容について」事務局より説明。

### ■第2回 平成21年10月6日

- ・枚方公園青少年センターの施設見学及び諮問内容（課題項目）について議論。

### ■第3回 平成21年11月11日

- ・枚方公園青少年センターのあり方について、事務局よりの検討資料をもとに議論。
- ・パブリックコメント用の答申素案を確定。

### ■第4回 平成21年12月2日

- ・枚方公園青少年センターのあり方について、事務局よりの検討資料をもとに議論。

### ■パブリックコメント 平成22年1月6日から1月26日まで

- ・意見提出者数 16人（市内在住14人）
- ・意見件数 50件（内、賛否を表明した意見等 33件）
- ・意見提出方法 市ホームページ：4件、ファックス：1件、持参：11件

### ■市民説明会（2回） 1月17日（日）10時、1月19日（火）19時

枚方公園青少年センターにて

### ■第5回 平成22年2月10日

- ・「枚方公園青少年センターのあり方について（答申素案）」に対するパブリックコメントについて、「パブリックコメント意見集約（案）」をもとに議論。

### ■第6回 平成22年3月10日

- ・「枚方公園青少年センターのあり方について」（答申案）及び「パブリックコメントにおける社会教育委員会議並びに枚方市の考え方について」（公表案）について議論。